



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

日本年金機構が遺族年金 18 億円を過払い！



◆会計検査院の調査で明らかに

国民年金や厚生年金の加入者が亡くなった時に遺族が受け取る「遺族年金」について、会計検査院が調べたところ、受給資格を失っていた約 1,000 人に対し、日本年金機構が約 18 億円を過払いしていたことがわかりました。

会計検査院は、日本年金機構に返還手続をとらせるよう厚生労働省に求める方針ですが、約 8 億円分は返還を請求できる権利の時効(5 年)が成立しており、返還は見込めないようです。

◆受給資格は？

遺族年金には、国民年金に加入していた人が亡くなった場合などに受け取れる「遺族基礎年金」と、厚生年金保険に加入していた人が亡くなった場合などに受け取れる「遺族厚

生年金」があります。支給対象者は前者が「子どもがいる配偶者」か「子ども」、後者は「妻」「子どもと孫」「55 歳以上の夫・父母・祖父母」です。

夫を亡くした妻が再婚するなどして遺族年金の受給資格を失った場合には、年金事務所に届け出る必要があります。

◆一部の資格喪失者に喪失後も支払い

今回、2014～2016 年度に資格を失ったと届け出た約 2,700 人について会計検査院が調べたところ、届出が期限を過ぎていた約 950 人に約 17 億円が過大に支払われていました。

このほか、受給者 7,000 人のサンプル調査の結果、受給資格を失っていたことを届け出していない人が二十数人いて、約 1 億 6,000 万円が過大に支払われていました。

中には、資格を失った人に 50 年以上も支給していたケースもあったそうです。

◆時効未成立分は受給者に返還請求

年金事務所は、失権届の記載内容を住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)や戸籍と照合しておらず、受給資格の喪失時期の確認を怠って

いました。会計検査院は、日本年金機構に時効が成立していない分の返還手続を取らせるとともに、受給資格の確認を徹底するよう、厚生労働省に求める方針です。

同省は「今後は適切に処理するよう年金機構に指示している」としていますが、すでに支払ってしまった分の回収は困難なものになりそうです。

来年1月から労働者の募集や求人申込みの制度が変わります！



◆3月に改正法が成立

平成29年3月31日に職業安定法の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。職業安定法の改正については、平成29年4月1日、平成30年1月1日、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日の3段階で施行されます。

今回は、来年1月1日から施行される、労働者の募集や求人申込みの制度の主な変更点についてご紹介いたします。

◆労働条件の明示について

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、業務内容や契約期間、就業時間、賃金といった労働条件を明示することが必要ですが、今回の改正

で、当初の労働条件に変更があった場合、その確定後、「可能な限り速やかに」、変更内容について明示しなければならなくなりました。

面接等の過程で労働条件に変更があった場合は、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要になります。

◆最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際には、書面の交付によって明示しなければならない労働条件が定められています。今回の改正で、「試用期間」、「裁量労働制(採用している場合)」、「固定残業代(採用している場合)」、「募集者の氏名または名称」、「雇用形態(派遣労働者として雇用する場合)」の明示が追加事項とされました。

◆変更明示の方法

以下のような場合には、変更の明示が必要となりました。

(1)「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給 30 万円/月 → 基本給 28 万円/月

(2)「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給 25 万円～30 万円/月 → 基本給 28 万円/月

(3)「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合

例) 当初：基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月 → 基本給 25 万円/月

(4)「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

例) 当初：基本給 25 万円/月 → 基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

なお、変更内容の明示については、「変更前と変更後の内容が対照できる書面を交付する」、「労働条件通知

書において、変更された事項に下線を引いたり着色したり脚注を付けたりする」など、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。

2018 年度税制改正でサラリーマン・年金受給者の控除見直し検討へ

◆税制改正大綱策定に向け議論スタート

自民党税制調査会は 11 月 7 日に幹部会合を開き、22 日頃から本格的な議論を始め、12 月 14 日に税制改正大綱をまとめるスケジュールを確認しました。

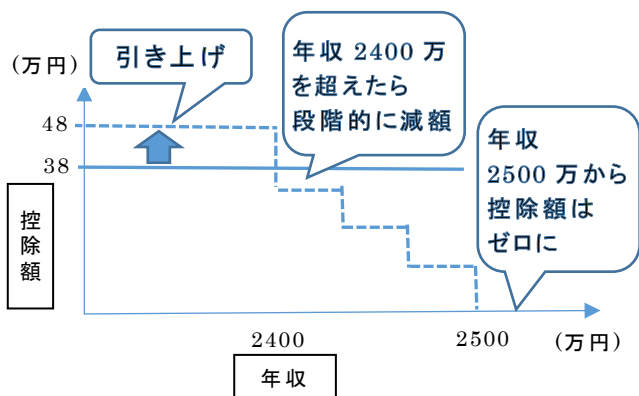
昨年来テーマとして挙げられている所得税の抜本改革に向けて、高所得の会社員や年金受給者に対する所得税を増税し、低所得の若者やフリーランスの人たちの税負担との公平性などを図る案などが出ています。

◆誰でも受けられる「基礎控除」を所得の多寡に応じて調整？

現在の「基礎控除」は、収入の額や扶養家族の人数等に関わりなく、一律 38 万円が収入から差し引かれて所得税額が計算されます。

控除額を上積みする一方、高所得者の控除額を段階的に減らす仕組みを導入する案などが上がっています。

～基礎控除見直しのイメージ～



◆会社員向け「給与所得控除」縮小で自営業者との不公平感解消？

「給与所得控除」は、会社員の収入の一部を経費とみなし、収入の額に応じて一定額を差し引いて所属税額を計算する仕組みです。現行の「年収 1,000 万円超で 220 万円」について、「年収 800 万円超で 190 万円」を上限とする案があります。

また、自営業者やフリーランスで働く人たちには恩恵が及ばない制度であるため、働き方によって税負担に差が出ないように見直すべきとの意見もあります。

◆給与と年金両方もらっている人は「公的年金等控除」が使えなくなる？

「平成 28 年版高齢社会白書」によれば、60～64 歳男性で就業している人の割合は 77.1%で、13 年連続で増加し過去最多となっています。

つまり、年金をもらいながら働く人も増えていますが、これらの人は給与所得控除と、公的年金や企業年金に対する控除である「公的年金等控除」の、二重の適用が受けられます。

そのため、1,000 万円超の年金収入がある人の控除額を頭打ちにしたり、高額な報酬を得ている年金受給者が両方控除を受けられる仕組みを改めたりする案が挙がっています。

～今月のことば～



とにかく西軍に抵抗した藩はみな差別され、有無を言わず県名がつけられた、それをやったのが井上馨ということです。日本の国は、スタートからして賊軍藩が差別されていたのです。

その差別は一時的ではなく、長く

尾を引きました。後年、陸軍と海軍
ができた時も、賊軍藩の出身者はか
なり疎外そがいされました。

……………(中略)……………

ついでに何度もほかのところで書
いたことをお話すると、対米英戦争
直前の海軍中央の陣容です。これが
驚くほど薩長土出身の強硬派ばかり。
永野修身おさみ軍令部総長（土佐）をはじ
め、海軍次官、軍務局長、人事局長、
軍務局第二課長が長州、戦争指導班
長、軍令部情報部長、軍務局第一課
長、軍令部作戦課主任参謀、同作戦
課員が薩摩と、薩長閥の佐官クラス
のそろい踏みなのです。昭和の時代
まで、官軍閥があったみたいですね。
そして最後の最後のところで、何と
か終戦にもちこんで国家敗亡を救っ
たのが関宿藩出身の鈴木貫太郎さん、
盛岡藩出身の米内光政よないみつまささん、仙台出
身の井上成美しげよしさん。作家の永井荷風
は、大日本帝国は薩長がつくり、薩
長が滅ぼしたという意味のことを書
いていますが、まさにその通り。つ
いでに差別された賊軍出身者が国を
救った、とつけ加えておきます。

『幕末史』 半藤 一利 著



～事務所よりひとこと～



私の小さな夢は、「家族の誰もいな
い一日。自然に目が覚め何も考えず
ボーっとして、おなかがすいたらご
飯を食べ、眠くなったら眠りにつく、
といった一日を過ごしてみたい！」が
今一番の夢。簡単に実行出来る事と
思われますが、主婦にとってはもっ
とも難しい一日。

とあるドラマの中で専業主婦の家
事労働を年収に換算すると304.1万
円と耳にした事があります。実際に
一般家庭では、家事労働に対する賃
金を支払う事は出来ないのが現実。
ならば、ほんの少しの自分だけの時
間をもらうことが許されるのでは？
と書いてしまいます。

男性の方々、奥様、お母様に“自
分だけの時間”をプレゼントしては
いかがでしょうか？きっと、喜ばれ
ますよ。(私だけかもしれませんが…)

本年中は大変お世話になりました。

来年もまたよろしくお願い致しま
す。(中村)

